

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200779 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300097 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社B支店（現在は、A社）における昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 63 年 10 月の標準報酬月額については 28 万円から 32 万円とする。

昭和 63 年 10 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和 63 年 10 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社C支社（現在は、A社）における平成 2 年 10 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 2 年 10 月から平成 3 年 7 月までの標準報酬月額については 34 万円から 36 万円とする。

平成 2 年 10 月から平成 3 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のD社（平成 16 年 8 月 3 日からは、E社）における平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 7 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については 59 万円から 62 万円とする。

平成 16 年 7 月から平成 17 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のE社における平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの期間の標準報酬月額については 30 万円から 32 万円とする。

平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までに係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 その余の請求期間（請求期間①のうち、昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 2 月 22 日までの期間、請求期間②のうち、平成元年 2 月 21 日から平成 2 年 10 月 1 日までの期間及び請求期間③）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年2月22日まで
② 平成元年2月21日から平成3年8月1日まで
③ 平成16年4月1日から同年7月1日まで
④ 平成16年7月1日から平成17年9月1日まで
⑤ 平成31年4月1日から令和元年9月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうちの請求期間①、同社C支社に勤務した期間のうちの請求期間②、F社に勤務した期間のうちの請求期間③、D社に勤務した期間のうちの請求期間④、E社に定年再雇用として勤務している期間のうちの請求期間⑤について、標準報酬月額が実際の報酬額に見合っていない。給与明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求者の昭和63年10月の厚生年金保険料の納付については不明と回答しているものの、請求者の請求内容どおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間①のうち、昭和63年11月1日から平成元年2月22日までの期間について、

請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、当該期間のうち、平成2年10月1日から平成3年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、平成2年10月1日から平成3年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書において確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、36万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された給与支給明細書により、当該期間のうち、平成16年4月1日から同年5月1日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認でき、平成16年5月1日から同年7月1日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構からの回答により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、平成16年7月1日から平成17年9月1日までの期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、62万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑤について、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構からの回答により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、32 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300221号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300098号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月29日の標準賞与額を9万5,000円に訂正することが必要である。

平成28年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月29日

A社の請求期間に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細書及び平成28年分の賃金台帳(以下「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、事業主から当該期間について賞与(10万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額(9万5,000円)に見合う厚生年金保険料(8,383円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行なわれるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被

保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年5月15日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2300132 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（国）第 2300017 号

第 1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間について、昭和 59 年 4 月頃に個人経営の美容室に就職したが、同美容室では、厚生年金保険に加入していないと言われたので、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により昭和 59 年度は毎月、昭和 60 年度は前納で納付していたが、請求期間の記録は未納となっている。

また、昭和 61 年 4 月に婚姻し、A 市役所 B 出張所で氏名変更の手続を行った際、それまで使用していた年金手帳は回収され、新しい番号が記載された新しい年金手帳を受け取ったため、請求期間当時の年金手帳は保有していない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、就職した昭和 59 年 4 月頃に自身で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたところ、請求期間当時の年金手帳について、昭和 61 年 4 月に婚姻し、氏名変更の手続の際に A 市役所 B 出張所で回収され、新しい国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）の年金手帳が発行されたと主張している。

しかしながら、A 市役所国民年金担当係の担当者は、古い年金手帳を回収し、新しい国民年金の番号で年金手帳を発行するということが、年金事務の取り扱いとして考え難い旨回答している。

また、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたか否かを社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査を行ったものの、別の国民年金番号は確認することができない上、請求者が請求期間当時居住していたとする A 市に、昭和 59 年 2 月から同年 7 月頃までに払い出された国民年金番号を国民年金手帳記号番号払出簿により、目視確認による調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

さらに、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄によると、「A市」のゴム印が押印され、国民年金被保険者となった日（短大卒業後）が「昭和 58 年*月*日」と記載されているところ、請求者の国民年金番号は、オンライン記録によると、昭和 62 年 2 月 9 日に国民年金被保険者資格の入力処理が確認できることから、請求者は、同年 2 月頃に国民年金の加入手続を行い、現在、保有している年金手帳が交付されたものと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付書により昭和 59 年度は毎月、昭和 60 年度は前納で納付していたと主張しているが、請求期間は、前述の加入手続時点までは、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。